

令和7年度NPO相談等対応業務 企画提案応募要項

1 趣旨

福岡県（以下「県」という）では、NPO・ボランティア（以下「NPO等」という）との協働をより一層推進するため、県で実施する事業をNPO等に委託し、協働で実施しているところです。

業務実施に当たっては、県から別に定める公募仕様書を提示したうえで、NPO等から企画提案を募集し、審査を経て、県との委託に係る契約候補者を選定します。

2 業務名称

次の業務について企画提案を募集します。

・令和7年度NPO相談等対応業務

※業務の詳細は、別紙公募仕様書のとおり

3 応募資格

応募できる団体は、県内に事務所を有し、業務の連絡責任者が特定できる特定非営利活動法人若しくは公益的活動を行う非営利団体（法人格の有無を問わない）又はこれらの団体を含む複数団体により構成される共同事業体等とします。

※共同事業体の場合、全ての構成団体が以下の応募資格を満たす必要があります。

(1) 特定非営利活動法人

県内において、応募の日までに1年間以上の活動実績を有すること。又はそれと同等の活動実績があると認められること。なお、法人格を取得する前の任意団体としての活動を含む。

(2) 公益的活動を行う非営利団体（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、任意団体等）

ア 不特定かつ多数のものの利益（公益）の増進に寄与する活動を行っていること。

イ 県内において、応募の日までに1年間以上の活動実績を有すること又はそれと同等の活動実績があると認められること。

ウ 組織の運営に関する規則（会則等）を有していること。

エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

オ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としていないこと。

カ 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) その他の団体、法人

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する者に該当しないこと。

イ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和6年5月10日6総厚第652号）に基づく指名停止期間中でない者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

- エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- オ 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

なお、次の各号に該当する者は失格とし、応募を無効とします。

- (1) 上記の応募資格を満たさないことが分かったとき
- (2) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (4) 企画提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (5) その他不正な行為があったとき

4 委託期間及び委託費

予算上限（消費税及び地方消費税10%を含む）及び委託期間は、下記のとおりとします。非課税事業者については、消費税額を積算する必要はありません（物品等については税込価格での積算が必要です）。

業 務 名 称	予算上限（税込）	委託期間（予定）
令和7年度NPO相談等 対応業務	5, 172千円	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

5 スケジュール（予定も含む）

- (1) 募集期間
令和7年1月16日（木）から2月14日（金）17時まで
- (2) 本業務及び企画提案公募に係る質問票受付期間
令和7年1月29日（水）まで
- (3) 質問回答公表
令和7年2月3日（月）
- (4) 審査会の開催日
令和7年2月28日（金）午後（予定）
- (5) 契約候補者の決定通知
令和7年3月5日（水）（予定）
- (6) 契約締結、業務開始
令和7年4月1日（火）

6 応募書類

企画提案の応募書類は下記（1）から（8）までを一式とし、応募書類の大きさ及び規格は、日本産業規格A4縦型とします。応募書類（様式1～5）は、コラボステーション福岡ホームページからダウンロードできます。

※ 共同事業体の場合、代表団体が（1）及び（2）を、全ての構成団体が（3）から（8）を提出してください。

- (1) 応募書（様式1）

(2) 企画提案書（様式2）

企画提案に当たっては、以下の事項について留意し、提案書に記載してください。

ア 体制

- ・ 相談員の資格や経験等
- ・ 相談員間の情報共有、発注者との連携体制
- ・ 専門的な相談内容（税務、労務等）対応のための関係機関等との連携

イ 特色

- ・ 業務実施にあたっての強み、工夫、専門性等

この他、県内NPOの持続可能で発展的な運営に資する業務の企画案があれば積極的
にご提案ください。

また、業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ県の承認が必要ですので、
「(4) 運営体制」に必ず記載してください。

(3) 団体調書（様式3）

(4) 定款又はこれに代わるものの写し

(5) 直近1年間の事業報告書の写し又はこれに代わるもの（活動実績がわかる書類）の写し

(6) 直近1年間の活動計算書、収支計算書若しくは損益計算書及び貸借対照表若しくは財産目録の写し又はこれに代わるもの（財務状況がわかる書類）の写し

(7) 団体の目的等についての誓約書（様式4）

(8) 特定非営利活動促進法第20条第6号等に該当しないことを確認した旨の書面（様式5）（任意団体のみ）

7 応募手続

応募書類を募集期間内に、郵送（募集期間内必着の書留郵便による）又は持参してください。

(1) 募集期間

令和7年1月16日（木）から2月14日（金）※17時必着

(2) 提出場所

コラボステーション福岡 NPO認証班（福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課）
〒812-8577
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁舎1階

(3) 提出部数

正本1部、副本（正本の写し）3部の計4部

(4) 応募に係る留意事項

ア 応募に係る経費は全て応募団体の負担となります。

イ 提出された書類は返還しませんので御了承ください。

ウ 開示請求がなされた場合、提出された書類は、福岡県情報公開条例に基づき開示することがあります。

※ 企画提案に係る御質問や問合せについては、募集開始から1月29日（水）までの期間
質問票（様式6）により、e-mail 又は FAX で受け付けます。

回答内容は、質問者を匿名にしたうえで、コラボステーション福岡ホームページに掲載します。ただし、内容が企画提案に密接に関わるものについては、質問者にのみ回答します。

【送付先：コラボステーション福岡 NPO認証班】

Fax: 092-643-3939

e-mail: ninsyo@pref.fukuoka.lg.jp

8 委託先の選定

募集した企画提案のうち、応募要件等を満たしている企画提案について、コラボステーション福岡委託事業審査委員会において、審査を行い、最も評価の高い企画提案を提出した団体を契約候補者として選定します。

(1) 審査会開催日

令和7年2月28日（金）午後（予定）

※ プレゼンテーション審査はオンラインでの実施予定です。

※ 詳細な実施方法等は、別途通知します。

(2) 契約候補者の決定通知

審査による選定結果は、3月5日（水）頃までに全ての企画提案者に電子メールで通知するとともに、コラボステーション福岡ホームページにてお知らせする予定です。

なお、審査での得点や選定結果に対する質問や異議申立てには応じられません。

(3) 選定にかかる審査基準

審査対象項目	審査基準（着眼点）
提案内容	<ul style="list-style-type: none">・業務実施のねらいや課題の把握は明確で適切であるか・NPO等に関する知識や情報を有しているか・計画性や具体性があり、実現可能な内容か・目的達成のため創意工夫し、効果的な企画提案となっているか
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・業務を適切かつ確実に実施できる専門性を持った人人体制を有しているか・業務を遂行できる安定した財政基盤を有しているか・過去、同様の業務を遂行したことがあるか
所要経費	<ul style="list-style-type: none">・各所要経費の積算は妥当なものか

9 契約

(1) 契約締結に向けた協議

県は、審査によって選定された契約候補者と業務内容について協議のうえ、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）に基づき委託契約を締結します。

なお、審査の結果をふまえて、提案内容の一部変更を求めることがあります。

また、協議が不調に終わった場合は、次点の評価を得た団体を契約候補者とする場合があります。

ただし、この業務が計上されている令和7年度予算案は、県議会2月定例会において審議されるものであり、今後変更があり得ることにご留意ください。

(2) 委託費の支払

原則精算払としますが、必要がある場合には、事前に一定の金額について概算払を行う場合もあります。

なお、委託料は、業務の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とします。

ただし、受託者による会合の飲食費や、本業務とは直接関係のない経費、備品の購入など業者の財産取得となる経費は対象外となります。

(3) 契約保証金

契約に当たっては、原則として福岡県財務規則第 169 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上を契約保証金として福岡県に納めていただきます。この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還します。

ただし、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合又は県との契約実績等により、契約保証金が減免される場合があります。

(4) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

(5) 著作権

本業務に係る印刷物等の著作権は福岡県に帰属します。

10 業務完了報告

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出していただきます。

なお、業務に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくとともに、業務終了後 5 年間保管していただく必要があります。

11 問合せ先（提出先）

コラボステーション福岡 NPO 認証班
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県庁舎 1 階
電話：092-643-3939 FAX：092-643-3848
e-mail：ninsyo@pref.fukuoka.lg.jp